

# 岩手県准看護師再教育研修実施要綱

## (目的)

第1 この要綱は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（以下「法」という。）第14条第2項に基づく戒告処分又は業務停止処分を受けた准看護師若しくは准看護師免許（以下「免許」という。）の取消処分後に、手続きを経て准看護師に係る再免許（以下「再免許」という。）を受けようとする者（以下「研修対象者」という。）に対し行う、准看護師としての倫理の保持又は必要な知識及び技能に関する研修（以下「再教育研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第2 再教育研修は知事が実施するものとする。ただし、知事は再教育研修の実施にあたり、第三者に委託することが適当であると認められる場合には、研修の一部又は全部を委託することができる。

## (再教育研修の対象者)

第3 再教育研修の対象者は、知事から法第14条第2項に基づく戒告処分又は業務停止処分を受けた岩手県准看護師籍に登録のある准看護師及び他都道府県准看護師籍に登録のある准看護師、若しくは岩手県准看護師免許の取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者について、法第15条の2第2項により知事が再教育研修の受講を命じた者（以下「研修対象者」という。）とする。

## (弁明の機会の付与)

第4 法第15条の2第2項による再教育研修の受講を命じられた者に対する再教育研修受講に係る弁明の機会の付与については、法第14条第2項に基づく行政処分の手続きの中で行う、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条による行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取の際に併せて行うものとする。

## (再教育研修の区分及び内容等)

第5 再教育の内容は、職業倫理に係る内容及び医療安全を含む看護技術に係る内容とし、研修の形態は次の区分により実施する。（別添参照）

### 1 集合研修

#### (1) 受講対象者

戒告処分又は業務停止処分を受けた准看護師及び准看護師の免許取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者

#### (2) 研修の実施方法

知事が指定する場所において、講義等の方法により行う。

#### (3) 研修内容

職業倫理及び看護技術のうち医療安全に関する内容等とし、次の区分により研修を行うものとする。

なお、研修プログラムの詳細内容については別に定めるものとする。

ア 戒告処分を受けた准看護師

イ 業務停止処分を受けた准看護師及び免許の取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者

#### (4) 研修期間

ア 戒告処分を受けた准看護師 1日

イ 業務停止処分を受けた准看護師及び免許の取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者 2日

- (5) 受講の手続き  
集合研修を受講しようとする者は、知事に対し再教育研修受講申込書（様式1）を提出しなければならない。
- (6) 研修日時  
再教育研修受講申請書の受理後、再教育研修の内容及び開催日時等を研修対象者に通知するものとする。
- (7) 受講手数料  
知事の指示に従い岩手県手数料条例に定める額を納入すること。  
なお、手数料の納入後に研修対象者の責に帰する事由により、正当な理由なく再教育研修の受講ができなくなった場合には、受講手数料の返納は行わないものとする。

## 2 課題研修

- (1) 受講対象者  
業務停止1年未満の処分を受けた准看護師のうち、業務停止期間が6か月未満である者及び処分事由が看護技術に直接関係しない者。
- (2) 研修の実施方法  
集合研修と併せて実施し、講義等の他課題に対するレポートの提出等により研修を行うものとする。
- (3) 研修内容  
当該課題研修対象者が、現場に復帰後、県民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供することに資するものとし、課題の具体的内容については研修対象者が行政処分を受けることとなった事実に応じて、研修対象者と協議の上決定するものとする。
- (4) 研修期間  
集合研修と併せて実施する。
- (5) 受講の手続き  
第1項(5)に定める集合研修の受講申請が完了した時点で、課題研修の受講申請も完了したものとみなす。
- (6) 研修日時  
再教育研修受講申込書の受理後、再教育研修の内容及び開催日時等を研修対象者に通知するものとする。
- (7) 受講手数料  
第1項(4)で言う集合研修(2日)の受講手数料に含むものであること。  
なお、手数料の納入後に研修対象者の責に帰する事由により、正当な理由なく再教育研修の受講ができなくなった場合には、受講手数料の返納は行わないものとする。
- (8) 課題研修修了報告書の提出  
課題研修を修了した者は、課題研修修了報告書(様式2)を作成し、原則として業務停止処分が終了する日の30日前までに知事へ提出するものとする。  
なお、業務停止処分が3か月以下の場合は、業務停止処分が終了する日の原則として14日前までに提出するものとする。

## 3 個別研修

- (1) 受講対象者  
業務停止処分を受けた准看護師のうち、課題研修対象者以外の者及び免許の取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者。
- (2) 研修の実施方法  
知事が再教育研修を行うに相当であると認めた医療機関等において研修を行う。
- (3) 研修内容  
見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加、ボランティア活動等、当該個別研修対象者が、現場に復帰後、県民に対し安心、安全で、質の高い医療及び看護を提供するために役立つものとし、研修の具体的内容については研修対象者が行政処分を受けることとなった事実に応じて、研修対象者及び研修を行う医療機関等と協議の上決定するもの

とする。

ただし、受講者は免許の停止中又は失効した者であるので業務独占行為を伴う実務研修は行うことができないものとする。

(4) 研修期間

- ア 業務停止1年未満の処分を受けた准看護師のうち、課題研修対象者以外の者  
20時間以上
- イ 業務停止1年以上2年未満の処分を受けた准看護師  
80時間以上
- ウ 業務停止2年以上の処分を受けた准看護師及び免許の取消処分後に手続きを経て再免許を受けようとする者  
120時間以上

(5) 受講の手続き

個別研修を受講しようとする者は、知事に対し個別研修計画書(様式3、様式3の2)を提出しなければならない。

なお、集合研修の受講申込書と併せて提出することができるものとする。

(6) 研修日時

研修対象者並びに研修を行う医療機関等で協議の上決定する。

(7) 受講手数料

受講対象者と研修を行う医療機関等が協議の上決定し、研修対象者が医療機関等へ直接納入するものとする。

(8) 助言指導者選任届出書の提出

個別研修を受講する者は、当該研修受講者に対し助言、指導等を行う者(以下「助言指導者」という。)を選任の上、助言指導者選任届出書(様式4)を知事へ届出し、承認を受けなければならない。

助言指導者は、原則として次のアからウの要件(以下「助言指導者選任要件」という。)を全て満たす者とするが、助言指導者を複数選任する場合であって、助言指導者選任要件の全てを満たす者を1人以上選任した場合においては、他の助言指導者については助言指導者選任要件のうちイ及びウの要件は問わないものとする。

なお、知事は選任された助言指導者が適切でない認められる場合には、助言指導者の変更を命じることができるものとする。

ア 個別研修対象者と親族関係にない者であること。

イ 保健師又は助産師、若しくは看護師免許取得後5年以上経過しているものであること。

ウ 助言、指導等を行うに必要な知識及び技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等

(イ) 看護師等学校養成所等において、専任教員レベル以上である者

(ウ) 看護関係団体の卒後教育担当者等

(エ) 上記(ア)から(ウ)に掲げる者と同等又はそれ以上の知識及び技術を有すると認められる者

(9) 個別研修計画書の提出

個別研修を受講する者は、助言指導者の協力を得て個別研修計画書を作成し、助言指導者から当該計画書の内容が適切である旨の署名を受けた上で、原則として個別研修を開始しようとする日の30日前までに知事へ提出するものとする。

なお、個別研修計画書への助言指導者の署名は、助言指導者選任要件の全てを満たす助言指導者が行うものとする。

また、知事は提出された個別研修計画書の内容が適切でない認められる場合には、当該計画書の内容の変更を命じることができるものとする。

(10) 個別研修修了報告書の提出

個別研修を修了した者は、個別研修修了報告書(様式5、様式5の2)を作成し、助言指導者から当該研修を修了したものと認める旨の署名を受けた上で、原則として業務停止処分が

終了する日の 60 日前までに知事へ報告するものとする。

なお、個別研修修了報告書への助言指導者の署名は、助言指導者選任要件の全てを満たす助言指導者が行うものとする。

(再教育研修修了証の交付)

第 6 知事は、知事が命じた再教育研修をすべて修了した研修対象者に対し再教育研修修了証(様式 6)を交付するものとする。

(再教育研修修了の特例)

第 7 准看護師の免許を有する者が、保健師、助産師又は看護師の免許を併せて有する者であって、厚生労働大臣から法第 14 条第 2 項の行政処分を受けたことにより、法第 15 条の 2 第 2 項の再教育研修の受講を命じられた場合において、国又はその関係機関等が実施する保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修を修了し、当該研修に係る修了証の交付を受けた場合には、知事が命じた准看護師に係る再教育研修についても、これをもって修了したものとみなすことができるものとする。

(留意事項)

第 8 知事から再教育研修の受講命令を受けた准看護師であって、再教育研修を受けなかった准看護師及び再教育研修を受けた後、再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録しなかった者は、法第 45 条の規定に基づき、50 万円以下の罰金刑の対象となる者であること。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から適用する。

別表

准看護師再教育研修対象者の受講区分

		戒告	業務停止1年未満		業務停止1年以上・免許取消	
			業務停止期間が6ヶ月未満である者 処分事由が看護技術に関係しない者	業務停止期間が6ヶ月以上1年未満である者	業務停止期間が1年以上2年未満である者	業務停止期間が2年以上である者 免許の取消し処分を受けた者
集合研修	1日					
	2日					
課題研修						
個別研修				20時間以上	80時間以上	120時間以上

(様式1)

## 再教育研修受講申込書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

申込者 住所

氏名 印

電話 - -

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する知事が行なう准看護師再教育研修について、次のとおり受講を申込みます。

申込者の生年月日	昭和 平成 年 月 日	申込者の本籍地(又は国籍)	都道府県
准看護師免許の登録番号	第 号	准看護師免許の登録地	都道府県
准看護師免許の登録年月日	昭和 平成 年 月 日	行政処分等を受けた年月日	平成 年 月 日
受講する再教育研修の内容	1~3のいずれかに を付けること。 1.集合研修(1日) 2.集合研修(2日)及び課題研修 3.集合研修(2日)及び個別研修		
希望する研修の受講期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日の間 2		
処事由	1~3のいずれかに を付けること。 1 戒告 2 業務停止(停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日) 3 免許取消(取消日 年 月 日)		
特記事項 受講理由等			
岩手県収入 証紙貼付			

准看護師再教育命令書の写を添付すること。

- 1 免許の取消処分を受けた者にあつては、免許を有していた時の登録番号、登録地、免許を取得した時の年月日を記載すること。
- 2 日程調整の参考とするものであり、必ずしも希望する期間に研修を受講できるものではありません。

(様式2)

## 課題研修修了報告書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

受講者 住所

氏名 印

電話 - -

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修・課題研修について、下記のとおり受講を修了しましたので報告します。

### 記

課題研修 の内容	
研修の修了 年月日	平成 年 月 日
特記事項	

課題に対する報告書を作成し、添付すること。

(様式3)

## 個別研修計画書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

受講者 住所  
氏名  
電話 - -

助言者 住所  
指導者 氏名  
電話 - -

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修・個別研修について、下記のとおり個別研修計画を作成しましたので提出します。

記

研修を行う期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	施設の名称及び所在地	研修を行う部署	研修の責任者及び連絡先
研修を行う施設	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

\_\_\_\_\_



(様式3の2)

研修時間		研修内容	研修の目的	研修の形式	受講する施設
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
合 計 時 間	：	特記事項			

記入しきれない場合は、複数枚に分けて作成すること。

( 様式 4 )

## 助言指導者選任届出書

平成 年 月 日

岩手県知事 様

受講者 住所

氏名 印

電話 - -

保健師助産師看護師法第 15 条の 2 第 2 項に規定する准看護師再教育研修・個別研修について、下記のとおり助言指導者を選任しましたので届出ます。

### 記

助言指導者の氏名		助言指導者の生年月日	昭和・平成 年 月 日
助言指導者の住所		助言指導者の看護師等免許	看護師・保健師・助産師 その他( )
助言指導者の免許登録番号	第 号	助言指導者の免許登録日	昭和・平成 年 月 日
助言指導者の勤務する施設	施設名		
	所在地		
	勤務部署		
	電話番号		
助言指導者の職位、職務内容	職位		
	職務内容		
助言指導者の略歴 助言指導者の職歴等について簡潔に記載すること。			

複数の施設で研修を行う場合はもっとも主要な研修施設において選任すること。  
助言指導者を複数人選任する場合には、それぞれについて別々に記載し提出すること。

(様式5)

## 個別研修修了報告書

平成 年 月 日

岩手県知事

様

受講者 住所

氏名

電話 - -

助言 住所  
指導者

氏名

電話 - -

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する、准看護師再教育研修・個別研修について、下記のとおり受講を修了しましたので報告します。

### 記

研修を行う期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	施設の名称及び所在地	研修を行う部署	研修の責任者及び連絡先
研修を行う施設	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

(様式5の2)

研修時間		研修内容	研修の目的	研修の形式	受講する施設
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
日 目	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
	： ～ ：				
合 計 時 間	：	特記事項			

記入しきれない場合は、複数枚に分けて作成すること。

(様式6)

## 准看護師再教育研修修了証

第 号

受講者 氏 名

生年月日 年 月 日

保健師助産師看護師法第15条の2第2項に規定する准看護師再教育研修について  
下記のとおり修了したことを証する

### 記

再教育研修 の種類	
研修の修了 年月日	平成 年 月 日
再教育研修受 講の対象とな った処分等	平成 年 月 日付 第 号による

平成 年 月 日

岩手県知事

印

本修了証は再教育研修の修了を証するものであり、准看護師免許に係る准看護師籍への再教育研修修了登録を行ったことを証するものではない。准看護師籍への再教育研修修了登録については別途手続きが必要であるので注意すること。